

11 利用調整の基準 (小金井市保育の実施に関する規則より抜粋)

保育の実施基準指数表 (保護者)

保護者の状況				保育の実施 基準指数	
類型	細目				
就労	自営以外 (内職を除く。)	就労日数が月20日以上	かつ 労働時間が月140時間以上	100	
			かつ 労働時間が月120時間以上140時間未満	95	
			かつ 労働時間が月100時間以上120時間未満	90	
			かつ 労働時間が月80時間以上100時間未満	85	
			かつ 労働時間が月60時間以上80時間未満	80	
		就労日数が月16日以上19日以下	かつ 労働時間が月112時間以上	95	
			かつ 労働時間が月96時間以上112時間未満	90	
			かつ 労働時間が月80時間以上96時間未満	85	
			かつ 労働時間が月64時間以上80時間未満	80	
			かつ 労働時間が月48時間以上64時間未満	75	
		就労日数が月12日以上15日以下	かつ 労働時間が月84時間以上	90	
			かつ 労働時間が月72時間以上84時間未満	85	
			かつ 労働時間が月60時間以上72時間未満	80	
	上記以外で、労働時間が月48時間以上			75	
	自営中心者	自営以外に準ずる。			65-100
	自営協力者	就労日数が月20日以上	かつ 労働時間が月140時間以上	95	
			かつ 労働時間が月120時間以上140時間未満	90	
			かつ 労働時間が月100時間以上120時間未満	85	
			かつ 労働時間が月80時間以上100時間未満	80	
			かつ 労働時間が月60時間以上80時間未満	75	
就労日数が月16日以上19日以下		かつ 労働時間が月112時間以上	90		
		かつ 労働時間が月96時間以上112時間未満	85		
		かつ 労働時間が月80時間以上96時間未満	80		
		かつ 労働時間が月64時間以上80時間未満	75		
		かつ 労働時間が月48時間以上64時間未満	70		
就労日数が月12日以上15日以下		かつ 労働時間が月84時間以上	85		
		かつ 労働時間が月72時間以上84時間未満	80		
		かつ 労働時間が月60時間以上72時間未満	75		
上記以外で、労働時間が月48時間以上			70		
自営中心者又は自営協力者の事由に該当する場合であっても、登記簿謄本、個人事業主の開業届等届出書、営業許可証等の写し(自営協力者にあつては、自営中心者に係るもの)を提出できない場合はこの項目で算定する。				50	
内職		自営協力者に準ずる。			60-95
内職の事由に該当する場合であっても、家内労働手帳の写しを提出できない場合はこの項目で算定する。				50	
就労内定	入所希望月中の就労が内定している場合は、自営以外に準ずる。			65-100	
不存在	保護者のいずれか一方が死亡、離別、行方不明、拘禁又は離婚を前提とした別居など			100	
妊娠・出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内			80	
疾病	1か月以上の入院、常時病臥又は重度精神疾患・感染性疾患			100	
	週3日以上 ^が の通院を常態としている疾病又は軽度精神性疾患			90	
	週2日以下の定期通院を常態としている疾病又は軽度精神性疾患			80	
	上記以外の居宅内療養を常態			70	
障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者			100	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害)、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級所持者			90	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害以外)所持者			80	
	上記以外の手帳所持者			70	
介護等 (看護、付添いを含む。)	週5日以上	かつ 1日7時間以上の介護等	100		
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	95		
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	90		
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	85		
		かつ 1日3時間以上4時間未満の介護等	80		
	週4日	かつ 1日7時間以上の介護等	95		
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	90		
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	85		
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	80		
		かつ 1日3時間以上4時間未満の介護等	75		
	週3日	かつ 1日7時間以上の介護等	90		
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	85		
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	80		
かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等			75		
上記以外で、月48時間以上の介護等を行っている場合				65	
就学	国・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合			100	
	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等に通学している場合			90	
	上記以外の学校等に通学している場合(通信教育を含む。)			65	
求職	求職活動中(起業準備を含む。)			50	
災害	災害等により復旧までの期間において保育に当たることができない場合			100	
特例	上記のほか、児童福祉の観点から保育の実施が特に必要であると市が認める場合			50-100	

調整指数表（世帯）

世帯の状況		
項目		調整指数
ひとり親世帯	ひとり親世帯であることを証明できる場合	+20
生活保護世帯	生活保護を受給しており就労による自立支援につながる場合等	+10
育休・産休	申請児に係る育児休業・産前産後休業中であることを証明できる場合	+10
特定地域型利用	市内特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（卒園後の受入れ先が確保されている場合を除く。）	+20
他施設利用	市内特定地域型保育事業以外の保育施設の利用を申し込む場合	+10
	認可外保育施設を利用して、その契約内容が週5日以上利用であることが証明できる場合	+5
	認可外保育施設を利用して、その契約内容が週4日の利用であることが証明できる場合	+4
	認可外保育施設を利用して、その契約内容が週3日以下の利用であることが証明できる場合	+3
	市外認可保育施設を利用している場合	+5
複数類型	申請月の前月から起算した直近3か月において、定期利用（一時）保育（最低月12日以上）を利用していることが証明できる場合 ※3か月のうちいずれかの1月で、最低12日以上利用していること	+3
	保護者のうちいずれかが次の①から⑤までのいずれかに該当する場合	+5
	① 就労の基準指数が90以上かつ疾病の基準指数が90以上	
	② 就労の基準指数が90以上かつ障害の基準指数が90以上	
	③ 就労の基準指数が90以上かつ介護等の基準指数が90以上	
④ 疾病の基準指数が90以上かつ介護等の基準指数が90以上		
⑤ 障害の基準指数が90以上かつ介護等の基準指数が90以上		
単身赴任	保護者が、入所希望月初日以降において、1年以上の単身赴任となることが証明できる場合	+3
保育士優先	保護者が保育士又は幼稚園教諭であり、育児休業・産前産後休業を終了しその職に復帰予定の場合かつ保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写しを提出する場合	+10
	保護者が保育士又は幼稚園教諭であり、その職としての就労内定が証明できる場合かつ保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写しを提出する場合	
転園希望	市内特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用して、転園を希望する場合（きょうだいが在籍する別施設への転園（単独希望）を希望する場合を除く。）	-10
滞納	申請時点において、保護者に利用開始月の属する年度の前々年度以降の利用者負担額の滞納がある場合（保育課に納付について相談を行っており、計画的に納付していることを確認できる場合を除く。）	-10
児童保護	虐待等により、関係機関において甚だしく保育に欠けると判断される場合	関係機関と協議して定める。

優先項目（世帯） ※入所指数が同一の場合、優先項目における順位の高い世帯を優先します。

世帯の状況		
順位	項目	
1	申請児が市内特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業に在籍していない場合	
2	保護者が共に基準指数が95以上で、次のいずれかに該当する場合 ① きょうだいで同一の施設の利用を同時に申請した場合 ② きょうだいが在籍している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を申請した場合。 ただし、入所日時点できょうだいが卒園又は退園する予定の場合を除く。	
3	申請児が同一世帯の中で第3子以降の場合	
4	保護者合算の前年度の市区町村民税の所得割の額が低い世帯	

備考

- 入所指数の算出方法は、次のとおりとする。
ア 保護者のそれぞれについて「保育の実施基準指数表（保護者）」のいずれかに当てはめて指数を出す。
イ 世帯について「調整指数表（世帯）」を基に指数を出す。
- 表中の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。ただし、年度の途中で新たに開設する施設に係る利用申請の基準日については別に定めるものとする。
- 4月1日入所に係る利用申請の場合は追加資料提出期限日まで、それ以外の場合は利用申請受付期間最終日までに提出された書類等に基づき、入所指数等を算出する。ただし、年度の途中で新たに開設する施設に係る入所指数等を算出するための利用申請の書類等の提出期限については別に定めるものとする。
- この表において就労日数とは、直近6か月の就労実績のうち、総就労日数（有給休暇日数を含む。）の多い3か月の平均日数とする。
- この表において労働時間とは、直近6か月の就労実績のうち、総労働時間（休憩時間を含まない。有給休暇相当分を含む。）の多い3か月の平均時間とする。ただし、就労先において育児に係る短時間の就労制度を利用している場合、その制度により短くなっている労働時間を含めて平均時間を算出する。
- 就労内定の申請において、就労日数は予定されている雇用契約における月の就労日数（雇用契約において就労日数が週単位である場合、4週で1か月とみなす。）とする。また、実労働時間は予定されている雇用契約における1日の就労時間のうち休憩時間を除いた時間とする。
- 就労又は介護等の申請において月48時間未満の場合の保育の実施基準指数は50とする。
- 自営中心者とは、経営者（事業主）であることを登記簿謄本、個人事業主の開業届等届出書、営業許可証等で確認できる者、経営者以外（専従者を含む。）で法人組織等に属し、経営者と同様の業務を行い、就労時間に対して妥当な給与等（勤務地において厚生労働省が定める最低賃金以上）を支給されている者又はそれに準ずる者をいう。
- 自営協力者とは、自営のうち自営中心者以外の者をいう。
- 育休・産休と他施設利用に同時に該当する場合は、育休・産休の調整指数のみを適用する。
- 就労内定の申請において、育休・産休の調整指数は適用しない。
- 他施設利用の中で複数に該当する場合、指数の高い項目のみを適用する。
- この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 保護者の前年度の市区町村民税が指定都市において課税されている場合は、その所得割の額に0.75を乗じて得た額（100円未満切捨て）を「所得割の額」とみなす。
- 「所得割の額」が提出された書類により確認できない場合は、利用調整において他の申請者より高いものとみなす。